

建築物の所有者又は管理者の皆様へ

吹付け石綿（アスベスト）について

アスベスト（石綿）の飛散による健康被害が大きな社会問題となっており、現在では、建築物にアスベストを使用することは禁止されております。

特に平成元年以前に建てられた建築物においては、吹付け材にアスベストが使用されている可能性が高く、露出したまま放置していると、アスベストが飛散するおそれがあるため、適切なアスベスト飛散防止対策を行う必要があります。

皆様が所有する建築物における吹付けアスベストの使用状況の把握やアスベスト飛散防止対策の検討に、このパンフレットをご活用ください。

茨城県土木部都市局建築指導課

アスベストとは

アスベスト（石綿）は、天然に産する繊維状の鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。アスベストは、耐久性、吸音性、断熱性等に優れていることから、建築材料として幅広く使用されていましたが、現在は、原則として製造も使用も禁止されています。

このパンフレットでいう吹付けアスベストとは、建築基準法に基づく「吹付けアスベスト」及び「アスベストを使用している吹付けロックウール」のことを指しています。

アスベストの危険性とは

アスベストは、大気中に浮遊しない状態であれば、直ちに危険という訳ではありませんが、繊維が髪の毛の約1/5,000の太さと極めて細かく軽いため、空気中に浮遊しやすく、人が吸い込みやすいという特徴があります。

アスベストを吸い込んだ場合、肺の中に長期間残留し、長い年月（15～20年）を経て「肺がん」や「中皮腫」等の健康被害を起こす要因になると言われています。

吹付けアスベストはいつ頃まで使用されていた？

吹付けアスベストは、昭和30年代から昭和50年頃まで、また、吹付けロックウールは平成元年ごろまで使用されました。施工時期の特定が、吹付け石綿（アスベスト）が使用されたか否かの判断材料となります。施工時期が不明の場合、建築物の完成時期を財産台帳等から調べ、石綿（アスベスト）吹付け時期を推定することになります。

吹付け材の種類	アスベスト含有量	使用期間				
		S30	40	50	60	H1
吹付けアスベスト	吸音・結露の防止用 約60%		■	■		
	耐火被覆用 約70%		■	■		
アスベスト含有吹付け ロックウール	30%以下			■	■	
	5%以下			■	■	

所有（管理）している建築物は大丈夫？

吹付けアスベストは、特に平成元年以前の建築物に使用されていることが多く、劣化や損傷がある場合、アスベストが飛散する可能性が高くなるため、建築物を早急に調査し、アスベストの使用状況を確認することが重要です。

吹付け石綿（アスベスト）の使用実態の調査方法について

所有又は管理している建築物について、吹付けアスベストの使用の有無を確認する方法は、以下の内容を参考にしてください。

目安として確認する方法

○設計図書等による確認

吹付けアスベストは、設計図書等に記載されている建築物の施工年及び使用材料の商品名によって識別することが可能な場合があります。商品名が分かれば、製造メーカーに問い合わせ、アスベストが使用されている建築材料が確認することができます。また、全てではありませんが、石綿含有建材データベース（4ページ）からも検索が可能ですので、ご参照ください。

○施工箇所を目視で確認（別紙「吹付けアスベストの主な使用箇所」（6ページ）をご参照ください。）

耐火被覆の場合→鉄骨部分を中心にチェック

吸音・断熱・結露防止の場合→天井・壁を中心にチェック

使用の有無を確定する方法

○分析機関に調査を依頼

専門の分析機関において、採取した試料を X 線や顕微鏡を用いて分析することにより、アスベストの有無を確認することができます。高度な技術が必要となりますので、経験を有する専門の分析機関に依頼することが重要です。

アスベストの分析調査を実施したい場合は、（一社）日本環境測定分析協会のホームページ（4ページ）にアスベスト分析機関が公表されていますので、参考にしてください。

危険な状態の吹付けアスベストとは？

吹付けアスベストが建築物に使用されている場合は、吹付けアスベストの状態を確認してください。

以下の写真のような劣化が見られる場合は、早急に飛散防止対策を講じる必要があります。

吹付けアスベストが劣化しているにもかかわらず、対策を怠った場合、健康被害を生じる可能性が高くなりますので、専門家に相談のうえ、適切な措置を講じてください。



局所的破損



繊維のくずれ



垂れ下がり

吹付けアスベストの対処方法は？

建築物に吹付けアスベストが使用されている場合は、必ず専門業者に相談し、劣化状況や使用状況に応じて以下の方法を選択し、適切な工事を実施してください。

○除去

吹付けアスベストを完全に取り除き、アスベストが使用されていない他の建築材料に取り替える方法で、アスベストが飛散するのを防ぐ方法として最も効果的な方法次の場合、完全に除去する必要があります。

- ・ 損傷・劣化の程度が高い場合（吹付け層の脱落、繊維の垂れ下がりなど）
- ・ 下地との接着力が低下している場合（吹付け層の浮き上がりなど）
- ・ 振動や漏水のある場所に使用されている場合

○封じ込め

吹付けアスベストなどの層を残したまま、造膜材を散布し、アスベストを固定することで飛散を防止する工法。

- ・ 塗膜性封じ込め処理

吹付けアスベストの表面に固化剤を吹付けることにより塗膜を作る方法

- ・ 浸透性封じ込め処理

吹付けアスベストの内部に固化剤を浸透させ、アスベスト繊維の結合力を強化する方法

- ※1 劣化や損傷が少ない場合に適用できます。
- ※2 建物を解体するときは、除去工事をする必要があります。

○囲い込み

- ・ アスベストが吹付けられている天井や壁などを非アスベスト建材で覆うことにより、アスベスト繊維が室内に飛散しないようにするとともに、損傷防止を図る方法

- ※1 劣化や損傷が少ない場合に適用できます。
- ※2 建物を解体するときは、除去工事をする必要があります。

【注意】 吹付けアスベストが使用されている建築物で、既存部分の床面積の1/2を超える増改築等を行う場合、吹付けアスベストを除去することが義務付けられています。
増改築等を行う場合は、一級建築士等の専門家又は5ページの機関に御相談ください。

吹付けアスベスト以外の建材は大丈夫？

アスベストが使用されている建材は、吹付けアスベストの他、内外装の仕上塗材、保温材、断熱材、耐火被覆材、屋根材等（石綿波形スレート、ケイ酸カルシウム板など）に使用されていることがあります。

そのままの状態であれば、アスベストが飛散することは考えにくいので、一般的には問題ないとされていますが、劣化等により飛散する可能性がありますので、定期的を確認することが重要です。

吹付けアスベスト等の建築物の解体等に注意！

天井や壁の裏側等で露出していない吹付けアスベストや、仕上塗材、保温材及び屋根材等の建材にアスベストが使用されている建築物は、内部改修や解体時等にアスベストが飛散しないための対策を講じる必要がありますので、解体業者等に事前に確認してください。

なお、「石綿含有仕上塗材」の取扱いについては、県環境対策課（5ページ）に御確認ください。

アスベストに関する内容をもっと知りたい

アスベストが使用されている建材を確認する際に役立つ情報

目で見えるアスベスト建材（第2版）

国土交通省ホームページ

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf



石綿含有建材データベース

（インターネットで「石綿含有建材データベース」で検索）

<http://www.asbestos-database.jp/tabid/64/Default.aspx>



アスベスト分析機関の検索

一般社団法人 日本環境測定分析協会

TEL : 03-3878-2811 https://www.jemca.or.jp/sys/member_list



関係省庁

国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>



環境省

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/>



吹付けアスベストに関する法令等の窓口

茨城県

●大気汚染防止法に関すること

県民生活環境部環境対策課 TEL：029-301-2961

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kantai/taiki/environment/asbestos.html>

●建築基準法に関すること

土木部都市局建築指導課 企画担当 TEL：029-301-4716

（「建築物の吹付けアスベストについて」パンフレットの作成）

http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/town/jyuutaku/kenchiku/kenchikukijyunhou_asubesutotaisaku.html

建築指導課 県央建築指導室 TEL：029-301-4784

管轄市町村：笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h51/index.html>

県北県民センター 建築指導課 TEL：0294-80-3344

管轄市町：常陸太田市、常陸大宮市、大子町

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/hokuse/kenchiku/kenchikushido/kenchiku-kenpoku/kenchikuiindex.html>

鹿行県民センター 建築指導課 TEL：0291-33-4113

管轄市：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/rokkose/kenchiku/kenchiku/index.html>

県南県民センター 建築指導課 TEL：029-822-7074

管轄市町村：石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、

つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/nanse/kenchiku/kenchiku/index.html>

県西県民センター 建築指導課 TEL：0296-24-9152

管轄市町：結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、五霞町、境町、八千代町

<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/nishise/kenchiku/kenchiku/index.html>

※上記以外の9市は、特定行政庁として、それぞれ建築基準法に基づくアスベスト対策業務を行っています。

9市に立地する建築物については、各市役所の建築指導主務課に御相談ください。

●分別解体等に関すること（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

土木部検査指導課 建設リサイクル担当 TEL：029-301-4386

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/05recycle/index.html>

吹付けアスベストの主な使用箇所

建築物において、露出した吹付けアスベストが施工されている可能性がある箇所は、以下の図及び写真のとおりです。

※ その他の構造及び施工箇所は、6ページ【アスベスト含有建材を確認する際に役立つ情報】を参考に御確認ください。

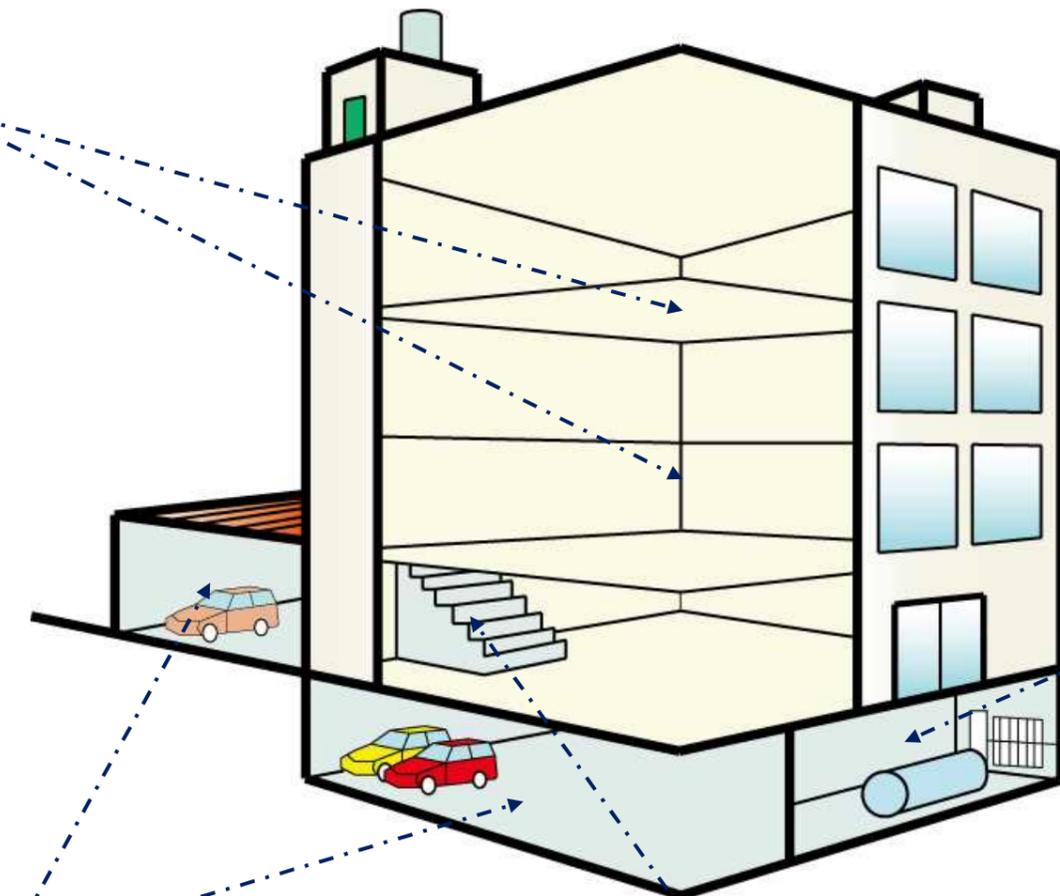
《注意》アスベストと間違えやすいもの

「グラスウール」

ガラスを溶解して繊維状にしたもので、断熱材として天井裏や壁の内側に使用されています。
代表的なものは、写真のように白や黄色のビニール袋に入っています。



《例》鉄骨造建築物



柱・梁・天井・ブレース



《チェックポイント》
□耐火用、断熱用として、鉄骨材、壁や柱に直接吹付けられていないか。

駐車場



《チェックポイント》
□防音用、断熱用として天井や壁に直接吹付けられていないか。

階段室



《チェックポイント》
□耐火用、断熱用として、天井や壁、階段の裏側に直接吹付けられていないか。

機械室(ポンプ室・倉庫)



《チェックポイント》
□防音用、断熱用として、天井や壁に直接吹付けられていないか。